

第113期 定時株主総会 招集ご通知

2022年4月1日～2023年3月31日

開催
日時 | 2023年6月22日（木曜日）
午前10時（開場午前9時）

開催
場所 | 東京都品川区北品川五丁目5番15号
大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

株式会社 寺岡製作所

証券コード：4987

証券コード 4987
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日2023年5月30日)

株 主 各 位

東京都品川区広町一丁目4番22号
株式会社 寺岡製作所
代表取締役社長 辻 賢 一

第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第113期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第113期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.teraokatape.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「寺岡製作所」又は「証券コード」に「4987」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月21日(水曜日)午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2023年6月22日（木曜日）午前10時（開場午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 目的事項

- 報告事項**
- 1 第113期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第113期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

議決権の行使を委任できる代理人は、当社定款の規定に基づき、議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。代理人がご出席される際は、代理権を証する書面（委任状等）、ご本人および代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料としてこの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎株主総会の模様は、インターネットにて当日のライブ配信および後日のオンデマンド配信を行います。同封の別紙にてご案内しておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎登壇役員、運営スタッフは、マスク着用など感染症予防措置を講じてまいります。
 - ◎本株主総会では、お土産のご用意はございません。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

株主の皆様への安定的な配当を実施するため、別途積立金の一部を取崩し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

2. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、最も重要な経営課題の一つとして認識しており、安定的な配当の継続を利益還元の基本方針といたしております。株主の皆様への利益配分に関する基本的な考え方としましては、当期の経営成績、財政状態、キャッシュ・フロー、配当性向など配当水準に影響を及ぼす各要素に加え、今後の事業戦略、事業展開の方針や予想などを総合的に勘案し、投資のための資金確保にも配慮しつつ決定することとしております。

このような基本方針のもと、第113期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円

総額75,995,853円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月23日

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役上川辰也氏は2023年3月31日をもって辞任されました。つきましては、改めて取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。新たに選任されます取締役の任期は、当社の定款の定めにより、退任した取締役の任期の満了する時までとなります。

なお、取締役候補者の指名を行うに当たっての方針・手続きにつきましては、当社の企業理念・経営理念を深く理解し、当社の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を的確に掌握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令および企業倫理の遵守に徹する姿勢・見識を有すること等を総合的に判断し、取締役会における決議に基づき、選定および指名を行います。

取締役候補者は次のとおりであります。

新任

よし だ
吉田

まさひろ
昌弘

〔1970年1月31日生〕

社外



略歴、地位および重要な兼職の状況

1993年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社
2021年 4 月 伊藤忠ベトナム会社社長
2023年 4 月 繊維資材・ライフスタイル部長（現任）
現在に至る

所 有 す る 当 社
の 株 式 の 数
0株

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

吉田昌弘氏は、伊藤忠商事株式会社において営業分野での豊富な経験と実績を有しており、取締役会において経営改革推進の観点より積極的な提言・助言を頂戴することを期待できるとともに、同氏は、経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、当社のコーポレートガバナンス強化に資するところが大きいと判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 吉田昌弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田昌弘氏は社外取締役候補者であります。
3. 吉田昌弘氏は特定関係事業者（主要な取引先）である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。
4. 当社は、吉田昌弘氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、吉田昌弘氏が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役野見山豊氏、渡邊順氏、三宅正樹氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者の指名を行うに当たっての方針・手続きにつきましては、当社の企業理念・経営理念を深く理解し、取締役の職務の執行を適切に監督し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、取締役会における決議に基づき、選定及び指名を行います。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

再任

の み や ま ゆたか
野見山 豊

〔1954年3月16日生〕



略歴、地位および重要な兼職の状況

1977年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行
2004年4月 当社入社
2005年7月 総務部長
2007年6月 執行役員管理本部副本部長兼総務人事部長
2008年6月 取締役管理本部長兼総務人事部長
2010年4月 取締役管理本部長
2011年6月 監査役（現任）
株式会社カナデン社外監査役（現任）
現在に至る

所 有 す る 当 社
の 株 式 の 数
10,597株

【監査役候補者とした理由】

野見山豊氏は、経営管理に知悉しているほか、取締役としての経験に加えて、経営の監督にも十分な経験を有していることから、客観的かつ公正な立場で取締役の執行を監視できると判断し、引き続き監査役候補者といたしました。

候補者番号

2

再任

わたなべ
渡邊じゅん
順

〔1954年12月7日生〕



所 有 す る 当 社
の 株 式 の 数
12,010株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1978年 5 月 当社入社
2004年 4 月 東京支店長
2007年 6 月 執行役員営業本部副本部長、東京支店長
2008年 6 月 取締役営業本部長、海外営業部長
2014年 1 月 上級執行役員、寺岡製作所（香港）有限公司董事長・総経理、寺岡（上海）高機能膠粘帯有限公司董事長・総経理、寺岡（深圳）高機能膠粘帯有限公司董事長・総経理
2016年 6 月 監査役（現任）
現在に至る

【監査役候補者とした理由】

渡邊順氏は、国内外における営業全般に知悉しているほか、取締役としての経験に加え、経営の監督にも十分な経験を有していることから、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監視できると判断し、引き続き監査役候補者いたしました。

候補者番号

3

再任

み やけ
三宅まさ き
正樹

〔1960年9月29日生〕

社外



所 有 す る 当 社
の 株 式 の 数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1983年 4 月 東洋信託銀行株式会社（現 三菱UFJ信託銀行株式会社）入行
1998年12月 同行大阪証券代行部公開業務室長
2007年 4 月 同行証券代行営業第4部長
2010年 6 月 同行執行役員証券代行営業第4部長
2010年 8 月 同行執行役員証券代行営業第2部長
2014年 6 月 エム・ユー・トラスト総合管理株式会社取締役副社長
2015年 6 月 当社監査役（現任）
2020年 4 月 三菱UFJ代行ビジネス株式会社代表取締役副社長（現任）
現在に至る

【社外監査役候補者とした理由】

三宅正樹氏は、三菱UFJ代行ビジネス株式会社において経営に関する業務経験を培われているほか、経営管理分野で幅広い経験と知見を有しているため、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監視できると判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、渡邊順氏および三宅正樹氏との間で、会社法第427条第1項および当社の定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である監査役が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。
4. 各候補者の保有する当社株式の数は、持株会における持分を含んでおります（1株未満切り捨て表示）。
5. 三宅正樹氏は、社外監査役候補者であります。
6. 三宅正樹氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

すが や まさゆき
菅谷 真之

[1969年3月7日生]

社外

独立



所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1991年4月 株式会社カナデン入社
2013年4月 同社経営戦略室経営企画部長
2016年6月 同社経営戦略室経営企画部長兼経理財務室経理部長
2018年4月 同社事業推進室事業企画部長
2018年7月 同社管理統括室経理財務部長
2020年10月 同社経理財務部長
2021年1月 同社経理部長
2021年10月 同社経理部長兼輸出管理部長
2023年4月 同社管理本部経理部長兼輸出管理部長
2023年5月 同社管理本部長付（現任）
現在に至る

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

菅谷真之氏は、株式会社カナデンにおいて経営企画業務に携わられた後経理業務に携わられており、社外監査役に就任された場合、その豊富な経験と幅広い見識を当社の監査業務に活かし、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監視できると判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 菅谷真之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 菅谷真之氏の監査役選任が承認可決された後、監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は菅谷真之氏が監査役に就任した場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である監査役が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、菅谷真之氏が監査役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

【役員等のスキル・マトリックス】

氏名	役位・管掌	性別	主な専門的経験分野 (○) / 貢献が期待される分野 (●)										主な役割・ 経歴・資格等
			経営 全般	マーケ ティング・ 営業	ESG/ サステナ ビリティ	法務/ リスクマネジメント	生産/ 品質	研究/ 開発	財務/ 会計	人事/ 労務	グローバル 経験	IT/ デジタル	
寺岡敬之郎	代表取締役会長	男	○	○		○	○	○	○	○	○		経営全般
辻賢一	代表取締役社長	男	○	○	●	○	●	●	○	○	○	●	経営全般
内藤雅和	常務取締役	男	○		●	○	●	●	○	○			経営全般、 品質保証、調達
滑川泰志	取締役 技術部門長	男			●		○	○				●	
石崎修久	取締役 企画管理本部長	男			●	○			○	○	○	●	
久保達哉	取締役 営業本部長	男		○	●		○				○		
朝倉信司	取締役 営業本部 副本部長	男		○							○		海外営業部長
吉田昌弘	非常勤取締役 (社外)	男		○	●						○		伊藤忠商事(株) 繊維資材・ ライフスタイル部長
八田圭子	非常勤取締役 (独立社外)	女			●	○			○		○		(有)八光 代表取締役
古市克典	非常勤取締役 (独立社外)	男	○		●	○				○	○	○	(株)Box Japan 代表取締役社長
野見山豊	常勤監査役	男				○			○	○	○		
渡邊順	非常勤監査役	男		○									
三宅正樹	非常勤監査役 (社外)	男	○			○			○	○			三菱UFJ 代行ビジネス(株) 代表取締役 副社長
境晴繁	非常勤監査役 (独立社外)	男	○	○		○							(株)ナデン 常勤監査役
高野光広	執行役員 品質保証部長	男			●		○	○					
弘中悟司	執行役員 PTI※社長	男		○			●	●			○		
鈴木秀之	執行役員 技術部門 副部門長	男			●		○		○	○		●	

※) PTI : PT.TERAOKA SEISAKUSHO INDONESIA (インドネシア生産子会社)

【取締役会の実効性に関する評価】

1. 取締役会実効性評価実施概要

項 目	内 容
対象者	2022年度に在籍している全取締役（10名）及び全監査役（4名）
実施方法	アンケート方式（無記名）
アンケート 評価項目	第1．取締役会の構成に関する質問 第2．取締役会の運営に関する質問 第3．取締役会の議題に関する質問 第4．取締役会を支える体制に関する質問 第5．取締役会の改善すべき点の自由記述
評価方法	対象者のアンケート集計結果をふまえ、取締役会において分析・評価を行った。

2. 評価結果の概要

(1)総評

当社取締役会による評価の結果、当社取締役会の実効性は概ね確保されていることを確認しました。

(2)当該評価に対する当社の考え方について

①取締役会の構成

技術系の取締役が少ない点等、構成員の多様性に関する指摘を受けました。

②取締役会の運営

資料の事前配布は改善傾向にあるとの評価を多くの役員から受けましたが、資料の内容については、なお一層の要約化、社外役員に配慮した記述が必要であるとの指摘を受けました。

③取締役会の議題

(a) 代表取締役の後継者の育成計画についての議論がなされていないとの指摘を受けましたが、当該指摘につきましては、コーポレートガバナンス・コードの原則に基づき、選解任基準などの人材要件の策定、客観性・適時性・透明性が担保された選抜プロセスの策定、及び育成計画の策定を進めて参ります。

(b) 中長期の経営戦略を議論する頻度を高め、かつ充実させることが必要であるとの指摘を受けました。

④取締役会を支える体制

監査室の機能拡充や指摘の精度などについて改善が見られたとの意見が増加しました。

当社は、今般の取締役会の実効性評価結果を踏まえ、引き続き取締役会の実効性の維持・向上に取り組んで参ります。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費については緩やかに回復基調となったものの、資源高や急激な円安を背景とした原材料及び燃料コストの大幅な増加により、製造業を取り巻く環境としては大変厳しいものとなりました。3月の日銀の全国企業短期経済観測(短観)における大企業製造業の業況判断指数(DI)は前回調査対比△6%ポイントと5四半期連続で悪化し、原材料高を受けた素材業種の景況感が低迷するなど、先行き不透明感が強まっています。

一方、世界経済に目を移すと、欧米においても、個人消費は底堅く推移しているものの、長引くロシアのウクライナ侵攻による資源高、原料高等、高インフレが景気回復の重石となっています。また、中国においては、ゼロコロナ政策転換により1～3月の実質国内総生産(GDP)は前年同期比4.5%増と1年振りの高い伸びとなりましたが、サービス消費の増加とは対照的に、自動車や家電、通信機器など耐久財の消費は振るわず、中国においても製造業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。

このような経営環境のなか、当社グループにおいては、第3四半期までの計画未達を巻き返すべく販売拡大に注力したものの、販売主要マーケットのひとつである中国市場の需要が年明け以降さらに悪化したこと、自動車や電子部品の生産落ち込みなどによりテープの販売が低調のまま推移し、売上高は前年同期と比べ大幅に減少しました。

利益面では、値上げによる採算改善及び販管費を中心にコスト削減をおこなったものの、資源高や円安に伴う原材料価格及び燃料価格が更に高騰したことに加えて、第4四半期会計期間に長期不動産在庫の処分をおこなったこと等により、利益面でも極めて厳しい結果となりました。

また、当社グループにおいては、連結子会社であるPT.TERAOKA SEISAKUSHO INDONESIA(以下PTI)の固定資産について帳簿価額を回収することは困難との判断に至り、固定資産の減損損失を特別損失として24億37百万円計上しました。2011年に設立したPTIは、ASEANをはじめ旺盛な需要を呈する新興市場の開拓、当時1USドル=80円台の水準にあった円高リスクの回避を目的とした、当社グループ初の本格的な一貫生産体制を擁する海外工場として、2012年より稼働を開始しました。しかしながら、近年においては急激な円安の進行や、世界シェアにおける日系電機メーカーの世界シェア低下等、さまざまな外部環境の変化により、設立当初の目的達成が困難と判断し、前述の減損損失計上に至りました。この施策は、今後の成長に向けて、潜在的なリスクを先送りせず、将来の事業計画を

保守的かつ慎重に検討した結果であり、PTIは今後も為替リスク回避をはじめ、グループ内において重要性の高い生産拠点として戦略的に活用していく所存です。

その結果、当連結会計年度の売上高は193億17百万円（前年同期比14.2%減）、営業損失は16億90百万円（前年同期は1億34百万円の営業利益）、外貨建債権債務にかかる為替関係の損益を差し引きで1億62百万円計上したものの、経常損失は14億21百万円（前年同期は3億70百万円の経常利益）、所有不動産の有効活用・資産の入れ替えの一環として固定資産売却益1億50百万円を計上したものの、PTIの固定資産の減損損失を計上したこのにより、親会社株主に帰属する当期純損失は36億7百万円（前年同期は1億62百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

当社グループは、粘着テープの製造・販売を行っておりますが、製品部門別の売上高状況は以下のとおりです。

〔梱包・包装用テープ〕

物価高による消費者の買い控えの影響により、ホームセンター向けが低調に推移し、当製品部門の売上高は26億68百万円(前年同期比9.2%減)となりました。

〔電機・電子用テープ〕

中国の市況低迷や、それに伴う中国向け輸出の低下、自動車や電子部品の生産減少に伴う在庫調整等により電子部品用テープが低調に推移し、当該部門の売上高は94億1百万円(前年同期比22.9%減)となりました。

〔産業用テープ〕

オフィス系通販及び建築・土木向けポリエチレンクロステープについては拡販が寄与し前年同期比で増加したものの、製造工程用テープ等の落ち込みにより、当製品部門の売上高は72億48百万円(前年同期比1.8%減)となりました。

製品部門別連結売上高は、下表のようになります。

区 分	売上高 第112期 百万円	売上高 (当連結会計年度) 第113期 百万円	構 成 比 %	前年同期比 %
梱 包 ・ 包 装 用 テ ー プ	2,937	2,668	13.8	△9.2
電 機 ・ 電 子 用 テ ー プ	12,199	9,401	48.7	△22.9
産 業 用 テ ー プ	7,378	7,248	37.5	△1.8
合 計	22,515	19,317	100.0	△14.2

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は5億45百万円であり、主に茨城工場の製造設備の取得であります。この設備投資の資金は、主に自己資金を充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

＜経営課題＞

当社は、2021年5月31日付で第3次中期経営計画を公表いたしました。策定時には予見できなかったコロナ禍、地政学リスク、原材料価格の高騰及び円安の進行など、外部環境が著しく様変わりしたことにより、当該計画で掲げた成長戦略における具体的施策並びに定量目標の進捗に大幅な遅れが生じており、今後につきましてもなお不透明な情勢となっております。これを受け、今般外部環境の変化も含めた当社の現状を仔細に再検証し、当該計画の設定期間と定量目標を見直すことといたしました。当社の強みを活かした既存テープ事業の挺入れ、及び派生新ビジネスの開拓・推進などにより、全社一丸となり修正計画目標を必達してまいるとともに、全ての利害関係者をより幸せにするために当社企業価値・存在意義の向上を目指し掲げたビジョンであるSmart Convenience Producerとなるべく、認識する種々の課題解決に向け、以下の通りスピード感を持って取り組んでまいります。

①収益の増強およびコストの削減

(a)収益の増強

厳格な原価管理を行うことにより、積極的な製品拡販と不採算製品の収益改善あるいは解消を目指します。また、長期在庫を早急に解消し全社的な在庫管理の徹底を図るとともに、粘着テープ新製品上市・販売及び派生新ビジネス推進により、黒字化そして収益拡大を実現いたします。

(b)コストの削減

調達部及び情報システム部を経営直轄とし、喫緊の全社的課題である原材料コストの削減と全社生産性向上の実現を図ります。また、技術部門内にコストダウン推進室を設置し、工場の原価低減を特に加速させ、同時に外注している業務・製品のグループ内製化により製造コスト削減を徹底いたします。

②安全健康衛生活動の浸透

安全衛生が経営の最優先課題であることを明確にするとともに、労働災害の撲滅に全社をあげて取り組んでまいります。各工場と密に連携を取ることで、安全・健康・衛生活動の実効性を確保するとともに、当該活動の全社水平展開を推進することで、労働安全を確保するための各種取り組みが企業収益に繋がる投資であることを全社組織及び全役職員に浸透させるよう取り組みます。

③コンプライアンス態勢の強化

企業風土改革の一環としてコンプライアンス（法令の遵守・企業倫理）態勢の強化を重要な経営課題の一つとしてとらえ、コンプライアンス委員会活動を通じた全社的かつ積極的な取り組みを行うほか、研修やeラーニングによる全社教育などを継続して行うことにより全役職員のコンプライアンス意識の底上げを行ってまいります。また、コーポレートガバナンス体制の強化にも務め、社会規範と企業倫理に則り、経営の透明性と健全性を高めてまいります。

④人的資本の拡充

持続的に企業価値を向上させると共に経営戦略を実現するためには、当社で働く社員一人ひとりが強い社員となり、社員が自律的にキャリアを積み上げることができる仕組み、即ち経営戦略と人材戦略の連動が不可欠です。強い社員とは、人材市場において高い価値を身に付けた人であり、そのような人材を育て、その層を厚くすることは、人的資本を拡充することにつながります。当社では、人事情報基盤の整備を進める中で、新たにワークエンゲージメント調査を導入し、組織の強みや課題を可視化した上で、その拡充に向け効果的な施策を講じワークエンゲージメントの向上を図り、生産性の向上、職務への満足度向上、顧客満足度の向上へ繋げてまいります。また、中長期のキャリアプランや能力開発の取組みを上司・部下間で共有し人材育成に活用する制度や、人事総務部、或いは各事業部門が主催する重層的な研修制度を整えてまいります。

⑤サステナブルな社会に資する環境技術・製品の導入・開発

地球環境問題への配慮の観点から、環境保全への取り組みを企業経営の最重要課題の一つと位置づけ、環境管理委員会を設置し環境方針を制定すると共に様々な環境施策を実施しております。具体的な取り組みとしては、地球温暖化防止等に向けた、茨城工場におけるコージェネレーションによる省エネの促進及び温暖化ガスの大幅削減、最新鋭の溶剤回収設備によるVOC及び温暖化ガス抑制が挙げられます。一方で、植物由来テープ（バイオマス）、生分解性テープ、リサイクル素材テープ等の開発に取り組むことで、サステナブルな社会に貢献する環境技術・製品の開発を進めております。

⑥外的要因に基づくリスクへの対応

資源価格高騰による製造原価の上昇や、地政学上のリスク顕在化に起因する燃料高騰に対応するため、ものづくり改革を確実に実行することで、生産性向上と原価低減を徹底的に推進してまいります。また、外貨建債権の為替相場変動による評価損益を一定程度にとどめるため、為替のヘッジ取引をはじめとした措置を機動的に講じてまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第110期 2020年3月期	第111期 2021年3月期	第112期 2022年3月期	第113期 (当連結会計年度) 2023年3月期
売上高(百万円)	22,895	21,662	22,515	19,317
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	47	245	370	△1,421
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△) (百万円)	149	91	162	△3,607
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	5.90	3.59	6.42	△142.39
総資産(百万円)	35,139	37,033	37,443	32,630
純資産(百万円)	27,939	29,046	29,089	25,708
自己資本比率(%)	79.5	78.4	77.7	78.8

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第110期 2020年3月期	第111期 2021年3月期	第112期 2022年3月期	第113期 (当事業年度) 2023年3月期
売上高(百万円)	22,510	21,311	22,076	18,572
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	280	583	756	△846
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	399	470	555	△7,232
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	15.78	18.58	21.94	△285.49
総資産(百万円)	34,844	35,861	35,889	27,151
純資産(百万円)	27,927	28,571	28,731	21,449
自己資本比率(%)	80.1	79.7	80.1	79.0

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主な事業内容
神 栄 商 事 株 式 会 社	16 百 万 円	100.0%	粘着テープの販売 不動産の賃貸
寺 岡 製 作 所 (香 港) 有 限 公 司	20,000 千香港ドル	100.0%	粘着テープの販売
寺 岡 (上 海) 高 機 能 膠 粘 帶 有 限 公 司	1,000 千米ドル	100.0% (70.0%)	粘着テープの 切断加工および販売
寺 岡 (深 圳) 高 機 能 膠 粘 帶 有 限 公 司	2,350 千米ドル	100.0% (100.0%)	粘着テープの 切断加工および販売
PT.Teraoka Seisakusho Indonesia	41,000 千米ドル	100.0% (6.1%)	粘着テープの 製造および販売

(注) 議決権比率の()内は間接所有割合で内数。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

下記製品の製造および販売

梱包・包装用	布粘着テープ（オリーブテープ） クラフト粘着テープ（カートンテープ） ポリプロピレンフィルム粘着テープ（パックテープ）等
電機・電子用	ポリエステルフィルム粘着テープ アセテートクロス粘着テープ コンビネーション粘着テープ ポリイミド粘着テープ ポリプロピレンフィルム粘着テープ メタアラミド粘着テープ ガラスクロス粘着テープ 導電性シールド粘着テープ エポキシ樹脂含浸テープ 熱伝導性両面テープ フィルム両面テープ 発泡体両面テープ等
産業用	ポリエチレンクロス粘着テープ（P-カットテープ） 養生布テープ 不織布両面テープ 標示用テープ 気密防水用テープ 表面保護シート等

(7) 主要な営業所および工場

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 品 川 区
東 京 支 店	東 京 都 品 川 区
大 阪 支 店	大 阪 市 東 淀 川 区
名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 北 区
茨 城 工 場	茨 城 県 北 茨 城 市
佐 野 工 場	栃 木 県 佐 野 市
函 南 工 場	静 岡 県 田 方 郡
ソ ウ ル 支 店	韓 国
台 北 駐 在 員 事 務 所	台 湾

② 子 会 社

名 称	所 在 地
神 栄 商 事 株 式 会 社	東 京 都 品 川 区
寺 岡 製 作 所 (香 港) 有 限 公 司	中 国 ・ 香 港
寺 岡 (上 海) 高 機 能 膠 粘 帯 有 限 公 司	中 国 ・ 上 海
寺 岡 (深 圳) 高 機 能 膠 粘 帯 有 限 公 司	中 国 ・ 深 圳
PT.TERAOKA SEISAKUSHO INDONESIA	イ ン ド ネ シ ア

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 比 増 減
662名	38名減

(注) 本表には臨時従業員（11名）および嘱託（36名）を含みません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
486名	31名減	43.2歳	18.1年

(注) 本表には臨時従業員（6名）および嘱託（35名）を含みません。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高 (百 万 円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	435
株 式 会 社 り そ な 銀 行	289

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
(2) 発行済株式の総数 26,687,955株 (自己株式1,356,004株を含む)
(3) 株 主 数 4,482名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	6,672.0	26.34
寺 岡 製 作 所 取 引 先 持 株 会	2,965.3	11.71
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	991.5	3.91
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	818.8	3.23
寺 岡 敬 之 郎	773.6	3.05
株 式 会 社 り そ な 銀 行	678.8	2.68
寺 岡 小 子	526.0	2.08
寺 岡 製 作 所 従 業 員 持 株 会	480.5	1.90
ヤ ス ハ ラ ケ ミ カ ル 株 式 会 社	250.0	0.99
株 式 会 社 マ ー シ ャ ル	200.0	0.79

(注) 自己株式は、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	寺 岡 敬之郎	
代表取締役社長	辻 賢 一	
常 務 取 締 役	内 藤 雅 和	経営全般、品質保証部、経営企画室担当
取 締 役	滑 川 泰 志	技術部門長
取 締 役	石 崎 修 久	管理本部長、安全健康衛生推進室長
取 締 役	久 保 達 哉	営業本部長
取 締 役	朝 倉 信 司	営業本部副本部長、海外営業部長、 寺岡製作所(香港)有限公司董事長 寺岡(上海)高機能膠粘帯有限公司董事長 寺岡製作所(深圳)高機能膠粘帯有限公司董事長
取 締 役	上 川 辰 也	伊藤忠商事株式会社繊維資材・ライフスタイル部長
取 締 役	八 田 圭 子	有限会社八光代表取締役 戸板女子短期大学非常勤講師 株式会社ケイファーマ社外取締役
取 締 役	古 市 克 典	株式会社Box Japan代表取締役社長 株式会社チームスピリット社外取締役
常 勤 監 査 役	野見山 豊	株式会社カナデン社外監査役
監 査 役	渡 邊 順	
監 査 役	三 宅 正 樹	三菱ＵＦＪ代行ビジネス株式会社代表取締役副社長
監 査 役	境 晴 繁	株式会社カナデン常勤監査役

- (注) 1. 取締役 上川辰也氏、八田圭子氏および古市克典氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 三宅正樹氏および境晴繁氏は、社外監査役であります。
3. 上川辰也氏は2023年3月31日に取締役を辞任いたしました。
4. 監査役 三宅正樹氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 八田圭子氏、古市克典氏および監査役 境晴繁氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役上川辰也氏、八田圭子氏および古市克典氏ならびに監査役渡邊順氏、三宅正樹氏および境晴繁氏との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(決定方針の決定方法)

当社は、取締役会の決議により当社取締役（社外取締役を除く）の報酬方針を決定しております。

(a) 取締役（社外取締役を除く）が受ける報酬等の決定方針の内容の概要

(基本方針)

取締役の報酬等については、優秀な人材の獲得・保持が可能となり、職責に見合う報酬体系および報酬水準となるよう設計されている他、株主総会で承認された報酬総額等の限度内としており、客観性かつ透明性のある報酬であることを旨とし、外部専門機関の調査等に基づく他社の役員報酬の水準を参照したうえで、従業員の給与・賞与水準および世間水準とのバランスを総合的に考慮し決定いたします。

(報酬の決定方法および支給割合)

取締役の報酬体系は、役位に関わらず全員に対し一定の割合で支払われる固定報酬、および役位別に役位が上がる程業績に大きく連動して支払われる業績連動報酬から構成されており、ゾーン方式による報酬管理を導入しております。固定報酬は、各役員の業務執行や経営への参画の対価として、役位・職務内容に応じた額を決定しており、固定報酬および業績連動報酬の割合は役位に関わらずそれぞれ80%、20%としております。また、役員評価制度に基づく業績連動部分の評価格差は、会長・社長・副社長について200%～0%、専務・常務・兼務取締役について180%～0%として設定することで、役位毎の経営への責任度合いを反映させることとしています。

(b) 社外取締役が受ける報酬等の決定に関する基本方針

業務執行から独立した立場で監督機能を果たす社外取締役の報酬は、定期同額報酬としております。社外取締役の個人別の報酬額の決定は、当社の経営理念に対する理解度、当社の更なる発展にかかる貢献度の期待値、コンプライアンスや企業倫理遵守にかかる見識、知見等を総合的に判断し、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で取締役社長に一任しております。

(c) 監査役が受ける報酬等の決定に関する基本方針

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第109期定時株主総会において年額230百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）と決議いたしております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は2名）であります。

監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第96期定時株主総会において年額29百万円と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長辻賢一が当該役員評価に基づき、役員報酬テーブルに沿って、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。取締役の評価については、業績評価、施策評価を行ったうえで計算式に基づき評点を算出いたしますが、これらの評価項目の評価基準では評価できない業務の執行、例えば著しい業績の向上が見られた場合、あるいは、経営に悪影響を与えるような業務の執行があった場合等は、社長が自らの裁量により、一定の幅で当該評点に加点、または減点を行うこととしております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう代表取締役社長の評価については、役付取締役の評価基準に則り、代表取締役会長が行う等の措置を講じており、相互牽制が図られていること、および取締役報酬における評価基準は取締役会によって審議・承認を受けており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (社外取締役を除く)	118	114	4	－	7
監 査 役 (社外監査役を除く)	15	15	－	－	2
社外取締役	12	12	－	－	3
社外監査役	4	4	－	－	2
合 計	150	146	4	－	14

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標は、前年度の当社グループの成長力・成長度合いを計る指標である「連結営業利益額」および「連結営業利益率」等であり、業績連動報酬等の算定方法は連結営業利益の達成額および達成率の予算対比、ならびに連結営業利益の実額および率の前期比伸長率をもって評価する仕組みとしております。

【業績連動報酬にかかる主な指標の実績】

区 分	前連結会計年度	当連結会計年度
連結営業利益額（百万円）	134	△1,690
連結営業利益率（％）	0.6	△8.8

当連結会計年度にかかる業績連動報酬については、2023年3月期決算値を基に算定しています。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員および日本国内の子会社の役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反であることを認識してなした行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役上川辰也氏は伊藤忠商事株式会社の繊維資材・ライフスタイル部長を兼任しております。なお、伊藤忠商事株式会社は、当社の大株主であり、当社との間で資本・業務提携を行っております。
- ・取締役八田圭子氏は、有限会社八光の代表取締役、戸板女子短期大学の非常勤講師、および株式会社ケイファーマ社外取締役を兼任しております。なお、有限会社八光、戸板女子短期大学および株式会社ケイファーマと当社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役古市克典氏は、株式会社Box Japan代表取締役社長および株式会社チームスピリット社外取締役を兼任しております。なお株式会社Box Japanおよび株式会社チームスピリットと当社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役三宅正樹氏は、三菱ＵＦＪ代行ビジネス株式会社の代表取締役副社長を兼任しております。なお、三菱ＵＦＪ代行ビジネス株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役境晴繁氏は、株式会社カナデンの常勤監査役を兼任しております。なお、株式会社カナデンと当社との間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	上川辰也	当事業年度開催の取締役会に14回中13回（93％）出席しております。営業分野での豊富な経験に基づき、公正かつ客観的な視点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要としては、取締役会での議論において外部の視点に基づいて忌憚のない意見を述べている他、監査役会との意見交換会に出席しております。
社外取締役	八田圭子	当事業年度開催の取締役会に14回中14回（100％）出席しております。財務・会計に関しての豊富な経験を基に必要な提言を行っております。 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要としては、取締役会での議論において忌憚のない発言により新しい視点を提案している他、監査役会との意見交換会に出席しております。
社外取締役	古市克典	当事業年度開催の取締役会に14回中14回（100％）出席しております。企業経営に関する豊富な経験とITビジネスに関する専門的な知識に基づき当社の経営全般や情報管理に関する助言・提言を行っております。 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要としては、取締役会での議論において忌憚のない発言により株主視点での意見を述べている他、監査役会との意見交換会に出席しております。
社外監査役	三宅正樹	当事業年度開催の取締役会には14回中13回（93％）、また監査役会には6回中6回（100％）出席しております。金融業務に関する豊富な経験を基に、財務・会計的な見地から必要な提言を行っております。
社外監査役	境 晴繁	当事業年度開催の取締役会には14回中13回（93％）、また監査役会には6回中6回（100％）出席しております。株式会社カナデンにおいて監査業務に携わっており、客観的かつ公平な視点から必要な提言を行っております。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

井上監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 金 額
イ 当事業年度に係る報酬等の額	25百万円
ロ 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその解任理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社グループは、取締役ならびに全ての使用人が遵守すべき社内の最高規範として「寺岡製作所企業憲章」を定め、また同憲章の実効性を担保するための具体的な基準として「寺岡製作所役職員行動基準」を定めることにより、単に利益を追求するだけの組織としてではなく、当社グループをして、全てのステークホルダーと健全で公正な関係を維持し、企業の社会的責任も十分考慮したうえで、高度な企業倫理を醸成せしめるものとする。
 - (b) 取締役の職務の執行については、毎月開催される取締役会、あるいは必要に応じて随時開催される臨時取締役会において、各取締役が意見を具申し情報を共有化することにより、相互の監督機能、あるいは牽制機能を有効なものとさせる体制としているが、事案の性質に応じて、外部の専門家に法令および定款に適合しているか否か検証を委託する。
 - (c) 当社は、監査役会設置会社であり、当社および子会社の取締役等の職務の執行に関する不正の行為、または法令ないしは定款に違反する事実を発見した場合、直ちに当社の監査役会ならびに当社および子会社の取締役会等に報告され、是正を図るものとする。また、既定の内部公益通報保護規程その他コンプライアンス関連諸規程は、使用人に加え取締役に対してもその遵守を求めているものであり、これらの運用強化を着実に行的っていくことで監督・牽制機能の拡充を図っていくものである。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、以下に掲げる電磁的記録媒体を含む重要文書を、法令あるいは社内規程に従い、所定の期間適切に保存するとともに、閲覧可能な状態を維持するものとする。また、業務にかかる情報に関しては「情報管理規程」を定め遵守を励行していくほか、個人にかかる情報に関しては既定の「個人情報取扱規程」に基づき厳正な管理を行う体制を強化する。

 - (a) 株主総会議事録
 - (b) 取締役会議事録
 - (c) 計算書類
 - (d) その他取締役会で決定する重要書類

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 「リスク管理規程」により事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備、構築する。
 - (b) 事業上のリスク（労働安全衛生、コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、環境、災害などに係るリスク等）を認識し、リスクカテゴリー毎の管理統括部署を定め、当社グループについて横断的にリスクの評価・管理等を行う。
 - (c) 「財務報告に係る内部統制規程」に則り、財務報告の適正性を確保する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、適法性ならびに合理性が十分に認められる業務分掌・職務権限規程を設けることにより、また常時組織、体制の見直しを図ることにより、組織の意思決定を迅速に行い、かつ経営の効率化を図る。
- これらの施策は、定例取締役会、臨時取締役会、経営会議等の会合において、その有効性・実効性を検証されるほか、監査役会、内部監査部門、あるいは会計監査人は、必要に応じて連携を密に取り、取締役の業務執行の効率性に対し勧告、指摘等を与えることとする。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社は「関係会社管理規程」に基づき子会社の業務執行を管理する体制とし担当役員を置く。また、子会社の取締役に就く当社の役職員は、当該役員の指示により子会社の業務および子会社の取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
 - (b) 当社の役職員が取締役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。
 - (c) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査対象とする。監査結果は当社の代表取締役社長に報告する体制とし、内部監査部門は当社および子会社の内部統制状況を把握・評価する。
 - (d) 当社は子会社の業務内容の定期的な報告を受けるほか、重要案件についてはその内容について当社・子会社間で事前協議を行ったうえで、子会社の取締役会等にて協議・審議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。また監査役は当社ならびに子会社の取締役および使用人等から重要な業務等については定期的な報告をうけるものとする。
 - (e) 当社および子会社において、法令および社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社のコンプライアンス部門に報告する体制とする。

⑥ 当社グループの取締役および使用人等が監査役に報告するための体制

取締役および使用人等は、常勤監査役に対し次に掲げる事項を報告するものとする。

- (a) 適時開示が求められる重要事項
- (b) 取締役会、経営会議に付議、または報告される事項
- (c) 内部統制にかかる部門の活動状況
- (d) 重要な会計方針、会計基準の導入およびその変更
- (e) 内部公益通報保護制度の運用状況
- (f) 内部監査部門の活動状況
- (g) コンプライアンスに関する状況
- (h) 上記以外に、監査役会がその業務を遂行するために必要と判断し、当社グループの取締役および使用人等に対して求めた事項

監査役会は、常勤監査役から報告された上記事項につきその適法性、合理性を検証し、取締役および使用人等に対し勧告を行う。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役ないしは監査役会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は直ちに当該使用人の人選を行い任命する。任命以降の異動、評価、昇降格など、当該使用人の人事権に係る事項に関しては、取締役の恣意を排除することを担保するために、監査役会の事前の承認を受けるものとする。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループ内に周知徹底する。

⑨ 取締役および使用人等が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 常勤監査役は、出席する取締役会で報告される業務の執行状況を、監査役会で報告するものとする。
- (b) 監査役が重要な社内会議に出席し、経営上の情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、経営上重要な事項は速やかに監査役に報告する。
- (c) 当社の監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役および使用人等、ならびに子会社の取締役および使用人等に対して報告を求めることができる。

- (d) 監査役に報告を行った当社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役および使用人等が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- (e) 当社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役および使用人等は、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合、直ちに監査役ないしは監査役会に報告するものとする。
- (f) 当社および子会社の代表取締役は、監査役会が定めた監査計画の提示を受け、各部門、グループ各社の監査の実効性を維持できる体制の構築に努めるものとする。
- (g) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供するものとする。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役の職務の執行に伴い生ずる費用等の処理その他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理については、当該監査役の職務に必要なでないことが証明された場合を除き監査役の請求等に従い円滑に行う体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役および使用人等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「寺岡製作所企業憲章」および「寺岡製作所役職員行動基準」を定め、当社グループの取締役ならびに全ての使用人に周知し、法令はもとより全ての社会規範を遵守できるよう徹底している。さらにコンプライアンス態勢強化のため役員および使用人に対し、定期的にコンプライアンス研修を実施している。

また、内部公益通報保護制度を整備・周知し、通報があった場合には、通報者の保護に十分配慮したうえで、管理本部長が調査し、報告を受けた取締役会がその対応を検討し、是正措置を執る体制を整えている。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「取締役会規則」、「情報管理規程」および「個人情報取扱規程」等に基づき、取締役会の議事録・会議書類、個人情報ならびに機密情報等の適切な保存および管理を行うとともに、必要に応じて取締役および監査役が閲覧できる状態を維持している。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に定めた当社のリスクカテゴリー毎の管理統括部署が当社グループ全体のリスクの評価・管理を行っている。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「取締役会規則」等に基づき、第113期においては、取締役会が14回（内、定例12回、臨時2回）開催された。また、業績や経営目標の進捗管理については、業務報告やシステム等を通じ、迅速かつタイムリーに報告されている。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
子会社の業務執行状況については、定例取締役会の必須報告事項とされており、定期的に当社の取締役会において監視を行っている。
- ⑥ 当社グループの取締役および使用人等が監査役に報告するための体制
常勤監査役は、定例取締役会、臨時取締役会等の会合に出席し、必要な報告を受けているほか、監査役監査時やその他、常勤監査役が必要と判断した場合に、常勤監査役の求めに応じて、当社グループの取締役および使用人等は当該事項を報告している。
監査役会は、常勤監査役から常に上記事項の報告を受けている。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
該当事項はありません。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
該当事項はありません。
- ⑨ 取締役および使用人等が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
常勤監査役は、取締役会およびその他の重要な社内会議に出席するとともに、取締役等から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けている。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理は、監査役の請求等に従い適正に行っている。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営課題の一つとして認識しており、安定的な配当の継続実施を利益還元の基本方針の一つに据えております。

配当に関しましては、当期の経営成績、財政状態、キャッシュ・フロー、配当性向などの配当額に影響を及ぼす要素に加え、今後の事業戦略、事業展開の方針や予想などを総合的に勘案し、再投資のための資金確保にも配慮しつつ、一定程度の柔軟性を確保する考え

方をベースとしております。一方で、安定配当を実施することで株主の皆様へ報いるという観点からは、配当総額、あるいは当期純利益変動幅の急増減による配当額の増減を一定の範囲内に収束させることを念頭においた株主資本配当率の考え方を、前述のベースと併せて取り入れることとしております。当社はこれらの考え方にに基づき、過去から安定配当の継続に努めてまいりました。

この配当に関する基本的な考え方に従い、当期の期末配当金につきましては1株あたり普通配当3円とし、先に実施いたしました1株あたり3円の間配当金とあわせ、当期の年間配当金は6円とさせていただく方針であります。

(4) 政策保有株式の保有方針および議決権行使基準

① 政策保有株式に関する保有方針

当社における株式の政策保有については、原則として販売先、あるいは購買先などとの長期的な関係強化策の一環として、当社の長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、株式保有先企業の企業価値の向上にもつながるものであるべきとの方針に基づき、個別銘柄の保有については取締役会において適切に決定しております。

一方で、将来に向けた再投資のための資金確保や、株価変動の影響を受けにくい強固な財務基盤の構築、ないしは資本効率性の向上の観点からも、株式発行企業の成長性、収益性等から政策保有にかかる経済合理性を検証しつつ、取引関係強化などの中長期的な視点も踏まえ、たうえで保有の妥当性が認められない場合には、保有株式を計画的に削減する方針としております。

② 議決権行使基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、当社の企業価値向上に資すると判断する議案であればこれに賛成する一方で、当社の企業価値を毀損すると判断するものに対しては反対票を投じることを基本方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類
連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	16,170	流 動 負 債	5,060
現 金 お よ び 預 金	4,820	支 払 手 形 お よ び 買 掛 金	1,047
受 取 手 形	1,188	電 子 記 録 債 務	2,563
電 子 記 録 債 権	1,684	短 期 借 入 金	21
売 掛 金	2,753	リ ー ス 債 務	19
商 品 お よ び 製 品	2,327	未 払 法 人 税 等	40
仕 掛 品	1,585	未 払 費 用	365
原 材 料 お よ び 貯 蔵 品	1,469	そ の 他	1,002
そ の 他	348	固 定 負 債	1,861
貸 倒 引 当 金	△7	長 期 借 入 金	703
固 定 資 産	16,460	リ ー ス 債 務	151
有 形 固 定 資 産	11,960	繰 延 税 金 負 債	291
建 物 お よ び 構 築 物	4,022	修 繕 引 当 金	6
機 械 装 置 お よ び 運 搬 具	2,832	退 職 給 付 に 係 る 負 債	64
土 地	4,108	資 産 除 去 債 務	512
リ ー ス 資 産	157	長 期 未 払 金	56
建 設 仮 勘 定	464	そ の 他	74
そ の 他	374	負 債 合 計	6,922
無 形 固 定 資 産	323	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	4,176	株 主 資 本	23,060
投 資 有 価 証 券	3,055	資 本 金	5,057
退 職 給 付 に 係 る 資 産	947	資 本 剰 余 金	4,643
そ の 他	173	利 益 剰 余 金	13,822
		自 己 株 式	△462
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,647
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,252
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,012
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	383
		純 資 産 合 計	25,708
資 産 合 計	32,630	負 債 ・ 純 資 産 合 計	32,630

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		19,317
売上原価		16,505
売上総利益		2,812
販売費および一般管理費		4,502
営業損失		1,690
営業外収益		569
受取利息および配当金	91	
為替差益	345	
不動産賃貸収入	63	
その他の	69	301
営業外費用		
支払利息	7	
不動産賃貸費用	46	
支払手数料	182	
その他の	63	
経常損失		1,421
特別利益		154
投資有価証券売却益	3	
固定資産売却益	150	2,437
特別損失		
減損損失	2,437	3,704
税金等調整前当期純損失		
法人税、住民税および事業税	21	△97
法人税等調整額	△118	
当期純損失		3,607
親会社株主に帰属する当期純損失		3,607

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,057	4,643	17,632	△462	26,870
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△202		△202
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			△3,607		△3,607
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△3,809	△0	△3,809
当 期 末 残 高	5,057	4,643	13,822	△462	23,060

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	1,098	622	497	2,219	29,089
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△202
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失					△3,607
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	153	389	△114	428	428
当 期 変 動 額 合 計	153	389	△114	428	△3,381
当 期 末 残 高	1,252	1,012	383	2,647	25,708

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社…………… 5社〔寺岡製作所（香港）有限公司、寺岡（上海）高機能膠粘帯有限公司、寺岡（深圳）高機能膠粘帯有限公司、神栄商事株式会社、PT.TERAOKA SEISAKUSHO INDONESIA〕

非連結子会社……………該当する会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

寺岡製作所（香港）有限公司……………12月31日

寺岡（上海）高機能膠粘帯有限公司……………12月31日

寺岡（深圳）高機能膠粘帯有限公司……………12月31日

PT.TERAOKA SEISAKUSHO INDONESIA ……12月31日

（連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。）

(4) 会計方針に関する事項

①資産の評価基準および評価方法

棚卸資産 商品・製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

主として総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

有価証券 その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

デリバティブ 時価法

②減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) 定額法

無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする
定額法

③引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

修繕引当金

賃貸物件の大規模修繕に備えるため、当該費用を期間配分して計上しております。

④収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に粘着テープ等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、原則として出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、契約等に応じて取引の対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含める方法で計上しております。

⑤退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

a.退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b.数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「不動産賃貸収入」は、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「不動産賃貸収入」は14百万円であります。

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「不動産賃貸費用」は、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「不動産賃貸費用」は25百万円であります。

5. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	粘着テープ事業 製品部門別			
	梱包・包装用	電機・電子用	産業用	合計
日本	2,487	4,083	7,039	13,610
その他	180	5,317	208	5,706
顧客との契約から生じる収益	2,668	9,401	7,248	19,317
外部顧客への売上高	2,668	9,401	7,248	19,317

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物および構築物	702百万円
土地	182百万円
計	885百万円

②担保に係る債務

短期借入金	21百万円
長期借入金	703百万円
計	724百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	29,935百万円
(3) 受取手形割引高	4百万円

7. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

(1) 減損損失の金額

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
PT.TERAOKA SEISAKUSHO INDONESIA (インドネシア共和国西ジャワ州 カラワン県)	粘着テープ製造用資産	建物および構築物	1,331
		機械装置および運搬具	1,080
		その他	25
		合計	2,437

(2) 資産のグルーピングの方法

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位に拠って資産グルーピングを行っております。

(3) 減損損失の認識に至った経緯等

連結子会社であるPT.TERAOKA SEISAKUSHO INDONESIAが保有する資産であり、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなり、減損の兆候が認められたた

め、建物等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当該資産グループの回収可能価額は、将来の営業活動によるキャッシュ・フローが不確実なため、正味売却価額としております。当該正味売却価額は鑑定評価額に基づき算定しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	26,687,955株	－	－	26,687,955株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2022年6月23日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 126百万円
- ②1株当たり配当額 5円
- ③基準日 2022年3月31日
- ④効力発生日 2022年6月24日

2022年10月28日の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 75百万円
- ②1株当たり配当額 3円
- ③基準日 2022年9月30日
- ④効力発生日 2022年12月1日

(3) 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2023年6月22日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 75百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 3円
- ④基準日 2023年3月31日
- ⑤効力発生日 2023年6月23日

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要に応じて銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形および売掛金ならびに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、債権管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式等については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（主として長期）であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額18百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形および買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を除く）」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
①投資有価証券 その他有価証券	3,036	3,036	—
②長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	(724)	(724)	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※) 投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、①に当該投資信託が含まれております。

(注)時価算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ

れ属するレベルのうち時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

②長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

変動金利によるため、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としており、その時価をレベル2に分類しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、東京都において賃貸用の店舗施設、賃貸マンション（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
886	3,275

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 連結決算日の時価は、土地については路線価等の指標を用いて合理的に算定したものであります。建物等の償却性資産については適正な帳簿価額をもって時価としております。

11. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

アスベスト含有建築資材の除去費用であります。事業用建物の使用見込期間を見積り、割引率は国債の流通利回りを使用して金額を計算しております。

当連結会計年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	508百万円
時の経過による調整額	4百万円
期末残高	512百万円

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,014円86銭
(2) 1株当たり当期純損失 142円39銭

貸借対照表

(单位：百万円)

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年 4 月 1 日から)
(2023年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			18,572
売 上 原 価			15,902
売 上 総 利 益			2,669
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費			3,856
営 業 損 失			1,186
営 業 外 収 益			572
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	110		
為 替 差 益	378		
そ の 他	83		
営 業 外 費 用			232
支 払 手 数 料	182		
そ の 他	49		
経 常 損 失			846
特 別 利 益			154
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3		
固 定 資 産 売 却 益	150		
特 別 損 失			6,728
関 係 会 社 株 式 評 価 損	3,724		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,004		
税 引 前 当 期 純 損 失			7,421
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	18		
法 人 税 等 調 整 額	△207		△189
当 期 純 損 失			7,232

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年 4 月 1 日から)
(2023年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金					
		資 本 準 備 金		資 本 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	5,057	4,641		4,641			
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							
固定資産圧縮積立金の取崩							
当 期 純 損 失							
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	－		－			
当 期 末 残 高	5,057	4,641		4,641			
	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	635	3	11,170	6,586	18,396	△462	27,632
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△202	△202		△202
固定資産圧縮積立金の取崩		△0		0	－		－
当 期 純 損 失				△7,232	△7,232		△7,232
自 己 株 式 の 取 得						△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	△0	－	△7,434	△7,434	△0	△7,434
当 期 末 残 高	635	3	11,170	△847	10,961	△462	20,197
	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 産 合 計	
	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計				
当 期 首 残 高	1,098		1,098			28,731	
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△202	
固定資産圧縮積立金の取崩						－	
当 期 純 損 失						△7,232	
自 己 株 式 の 取 得						△0	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	153		153			153	
当 期 変 動 額 合 計	153		153			△7,281	
当 期 末 残 高	1,252		1,252			21,449	

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

棚卸資産 商品・製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

有価証券 子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

デリバティブ 時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) 定額法

無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生事業年度の翌期より、定率法（5年）により費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に粘着テープ等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日。以下「収益認識会計基準適用指針」という。）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、原則として出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、契約等に応じて取引の対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含める方法で計上しております。

有償支給取引については、「収益認識会計基準適用指針」第104項に定める取扱いを適用し、支給品の譲渡時に当該支給品の消滅を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「前払年金費用」は、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。なお、前事業年度の「前払年金費用」は262百万円であります。

5. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	25,069百万円
(2) 受取手形割引高	4百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	526百万円
短期金銭債務	493百万円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高	1,823百万円
仕 入 高	3,192百万円
営業取引以外の取引による取引高	21百万円

(2) 特別損失

関係会社株式評価損および貸倒引当金繰入額は、PT.TERAOKA SEISAKUSHO INDONESIAに関するものであります。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類および株式数
普通株式 1,356,004株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金および棚卸資産評価損の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高
子会社	PT.TERAOKA SEISAKUSHO INDONESIA	所有 直接 93.9% 間接 6.1%	同社製品の仕入 資金の援助 役員の兼任	商品仕入(注1) 利息の受取(注2)	2,559 21	買掛金 長期貸付金(注3) その他流動資産	225 3,004 2
子会社	寺岡(深圳)高機能 膠粘帶有限公司	所有 間接 100.0%	当社商製品の販売 役員の兼任	商製品の販売(注1)	463	売掛金	280

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。

(注2) PT.TERAOKA SEISAKUSHO INDONESIAに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注3) PT.TERAOKA SEISAKUSHO INDONESIAへの長期貸付金全額に対し、貸倒引当金を計上しております。

11. 資産除去債務に関する注記

連結注記表「11. 資産除去債務に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 846円75銭
(2) 1株当たり当期純損失 285円49銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株 式 会 社 寺 岡 製 作 所
取 締 役 会 御 中

井 上 監 査 法 人
東京都千代田区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 林 映 男
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 塚 本 義 治
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社寺岡製作所の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社寺岡製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株 式 会 社 寺 岡 製 作 所
取 締 役 会 御 中

井 上 監 査 法 人
東京都千代田区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 林 映 男
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 塚 本 義 治
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社寺岡製作所の2022年4月1日から2023年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

株式会社 寺岡製作所	監査役会	
常勤監査役	野見山	豊 ㊟
社内監査役	渡邊	順 ㊟
社外監査役	三宅正樹	㊟
社外監査役	境 晴	繁 ㊟

以 上

第113期定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール
TEL (03)5447-7130



<交通アクセス>

JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン、りんかい線「大崎」駅
新東口より徒歩約5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。